

消費税改正に伴う、水道料金および下水道使用料について

令和元年10月から、消費税率が8%から10%になる予定とされています。消費税の増額に伴い、**水道料金**および下水道使用料が値上げになります。

なお、9月の使用量は消費税の改正前です。10月使用料金は消費税8%となります。

よって、消費税10%は、10月の使用量に基づく11月の使用料金からとなります。

① 例) 水道料金の場合

基本料金 10m³まで

口径	税抜額	現行 (消費税 8%)
13mm	<u>1,500円</u>	1,620円
20mm	<u>1,950円</u>	2,100円
25mm	<u>2,550円</u>	2,750円
30mm	<u>3,150円</u>	3,400円
40mm	<u>4,500円</u>	4,860円
50mm	<u>7,500円</u>	8,100円
75mm	<u>10,500円</u>	11,340円

消費税改正後 (消費税 10%)
<u>1,650円</u>
<u>2,140円</u>
<u>2,800円</u>
<u>3,460円</u>
<u>4,950円</u>
<u>8,250円</u>
<u>11,550円</u>

超過料金 150円

(基本料金+超過料金) × 消費税

この時10円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てる。

② 例) 下水道料金の場合

◎下水道料金 (1ヶ月分)

区分	料 金				消費税
	基本料金		超過料金		
	排水量	料金 (A)	排水量	(B) m ³	
一般排水	10m ³	1,200円	30m ³ まで	130円	8% <small>10月の使用量に基づ く11月の消費税</small> ↓ 10%
			50m ³ まで	140円	
			100m ³ まで	150円	
			100m ³ 以上	160円	
特定排水			750m ³ 以上	210円	

※1 但し、その金額に10円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。

※2 汚水マスが2個の場合は基本料に600円を加算します。(消費税別)

※3 下水道料金計算方法

- ・ 10m³まで 基本料 × 消費税
- ・ 30m³まで {基本料 + (排水量 - 10m³) × 超過130円/m³} × 消費税
- ・ 50m³まで {基本料 + (20m³ × 超過130円/m³) + (排水量 - 30m³) × 超過140円/m³} × 消費税
- ・ 100m³まで {基本料 + (20m³ × 超過130円/m³) + (20m³ × 超過140円/m³) + (排水量 - 50m³) × 超過150円/m³} × 消費税
- ・ 100m³以上 {基本料 + (20m³ × 超過130円/m³) + (20m³ × 超過140円/m³) + (50m³ × 超過150円/m³) + (排水量 - 100m³) × 超過160円/m³} × 消費税

計算例) 10m³までの場合について数値を入れて計算すると以下のようになります。

(30m³まで、50m³まで、100m³まで、100m³以上の場合も同様に計算を行います。)

現行：消費税8%の場合

1200 (基本料) × 8% (消費税) = 1,296

※1より10円未満の端数については切り捨てる為、お支払いいただく金額は**1,290円**となります。

消費税改正後：消費税10%の場合

1,200 (基本料) × 10% (消費税) = 1,320

お支払いいただく金額は**1,320円**となります。